

**26年度成立予算における政策評価体系図**  
【基本(実施)計画(25年9月策定)】

| 基本目標  |  |
|---|--|
| <b>I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</b>  |  |
| 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること<br>□ 日常生活圈中の良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること   |  |
| 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること<br>1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること<br>2 医療従事者の資質の向上を図ること   |  |
| 3 利用者の視点に立たず、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること<br>1 医療情報化の普及と推進すること<br>2 医療安全確保策の推進を図ること   |  |
| 4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること<br>1 政策医療をより・均一化させること  |  |
| 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること<br>1 感染症の発生・まん延の防止を図ること<br>2 治療方法が確立していない特殊の疾患等の予防・治療等を充実させること<br>3 過正な移植治療を推進すること   |  |
| 6 製品・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること<br>1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること<br>2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること<br>3 医薬品の適正使用を推進すること   |  |
| 7 安全な血液製剤を安定的に供給すること<br>1 健康な献血者の確保を囲り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること  |  |
| 8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること  |  |
| 9 全国に必要な医療を保障するための効率的な医療保険制度を構築すること<br>1 適正かつ効率的・効果的な医療保険制度を構築すること<br>2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること  |  |
| 10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること<br>1 地域住民の健常の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること<br>2 生活習慣病の改善により健常寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死者の減少を図ること<br>3 安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標VI施策目標2-1を参照)<br>4 母子保健衛生政策の充実を図ること(基本目標VI施策目標5-1を参照)<br>5 高齢者の介護・介助・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標IX施策目標3-1を参照) |  |
| 11 健康危機管理を推進すること<br>1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること  |  |
| <b>II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</b>   |  |
| 1 食品等の安全性を確保すること<br>1 食品等の飲食に起因する衛生上の危機の発生を防止すること   |  |
| 2 安全で質が高・災害に強い持続的な水道を確保すること<br>1 安全で質が高・災害に強い持続的な水道を確保すること  |  |
| 3 麻薺・覚醒剤等の乱用を防止すること<br>1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること   |  |
| 4 国民生活を取巻く化学物質による人の健康被害を防止すること<br>1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること  |  |
| 5 生活衛生の向上へ推進を図ること<br>1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上へ推進を図ること   |  |
| <b>III ディーケンツワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</b>  |  |
| 1 労働条件の確保・改善を図ること<br>1 労働条件の確保・改善を図ること<br>2 最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業への支援を推進すること   |  |
| 2 安全・安心な職場づくりを推進すること<br>1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること   |  |
| 3 労働災害に被災した労働者等の公正な待遇を図るとともに、その社会復帰の促進等を図ること<br>1 速運かつ適切な学習保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること<br>2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること   |  |
| 4 勤労者生活の充実を図ること<br>1 労働時間等の設定改悪等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること<br>2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること   |  |
| 5 ハーフタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び室内労働の適正な就業環境を整備すること(基本目標VI施策目標1-1を参照)   |  |
| 6 安定した労使関係等の形成を促進すること<br>1 労使関係が特に新たに安定的に推進するよう集団的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集団的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること  |  |
| 7 個別労働紛争の解決の促進を図ること<br>1 個別労働紛争の解決の促進を図ること  |  |
| 8 労働報酬適用微収事業の適正かつ円満な実施を図ること<br>1 労働保険適用厚生年金及び労働保険料率の適正化を図ること  |  |
| <b>IV 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること</b>  |  |
| 1 労働力需給のマッチングの構造を図るために、需給調整機能を強化すること<br>1 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること   |  |
| 2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること<br>1 地域・中小企業・産業の活性化に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること  |  |
| 3 労働者の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること<br>1 高齢者・障害者、若年者等の雇用の安定・促進を図ること   |  |
| 4 失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障等を図ること<br>1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること   |  |
| 5 求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること<br>1 求職者支援制度の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること  |  |
| <b>V 労働者の職業能力の開拓及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること</b>   |  |
| 1 多様な職業能力開拓の機会を確保すること<br>1 多様な職業能力開拓の機会を確保すること  |  |
| 2 働く者の職業生涯を通じて持続的な職業キャリア形成への支援をすること<br>1 若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講じること<br>2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること  |  |
| 3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること<br>1 技能継承・振興のための施策を推進すること  |  |
| <b>VI 男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</b>  |  |
| 1 男女労働者の均等な待遇と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること<br>1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること  |  |
| 2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること<br>1 地域における子育て支援等施設の推進を図ること<br>2 子童の健全な成長及び資質の向上に必要なサービスを提供すること<br>3 保育所の児童収容数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること   |  |
| 3 子ども及び子育て家庭を支援すること<br>1 子ども及び子育て家庭を支援すること  |  |
| 4 娘童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目ない支援体制を整備すること<br>1 娘童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること  |  |
| 5 母子保健衛生対策の充実を図ること<br>1 母子保健衛生対策の充実を図ること  |  |
| 6 ひとり親家庭の自立を図ること<br>1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること  |  |
| <b>VII ナショナル・セイムニムの実現し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること</b>  |  |
| 1 生活困窮者に対する適切に福祉サービスを提供すること<br>1 生活困窮者に対する適切に福祉サービスを提供すること  |  |
| 2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること<br>1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること  |  |
| 3 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること<br>1 社会福祉に関する事業に從事する人材の養成確保を推進することにより、より質の高い福祉サービスを提供すること   |  |
| 4 救済患者、難病患者等の支援を行うこと、医療扶助等の支援等の提供等の業務を整理すること<br>1 戰傷病者、難病者等に対して、提携年金の支給・療養の給付等の援助を行うこと<br>2 戰没者遺骨取扱事業等を行うことにより、戦没者遺族等を慰藉すること<br>3 中国残留労等の円満な帰郷を促進するにあたり、永生帰郷者の自立を支援すること<br>4 旧陸海軍に於ける人事資料の整理・活用等に配慮して、整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩賜請求書を適切に進達すること   |  |
| <b>VIII 腹著のある人も障著のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</b>  |  |
| 1 必要な保健医療サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること<br>1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること  |  |
| 2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること<br>1 地域における子育て支援等施設の推進を図ること<br>2 子童の健全な成長及び資質の向上に必要なサービスを提供すること<br>3 保育所の児童収容数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること   |  |
| 3 子ども及び子育て家庭を支援すること<br>1 子ども及び子育て家庭を支援すること  |  |
| 4 娘童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目ない支援体制を整備すること<br>1 娘童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること  |  |
| 5 母子保健衛生対策の充実を図ること<br>1 母子保健衛生対策の充実を図ること  |  |
| 6 ひとり親家庭の自立を図ること<br>1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること  |  |
| <b>IX 国際化時代におけるわいわい生産活動を推進すること</b>  |  |
| 1 國際社会への貢献を行うこと<br>1 國際機関の活動への参画・協力や海外広報を通して、國際社会に貢献すること<br>2 國際機関等の国際的協力を推進し、連携を強化すること   |  |
| 2 國際化に対応した施設を推進すること(再掲)<br>1 感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標II施策目標1-1を参照)  |  |
| 3 高齢者の健康づくりがいきいきと歩むことから、生きがいづくり及び社会参加を推進すること<br>1 高齢者の介護・介助・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること   |  |
| 4 介護保険制度の適正な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること   |  |
| <b>X 國際化時代におけるわいわい生産活動を推進すること</b>   |  |
| 1 國際社会への貢献を行うこと<br>1 國際機関の活動への参画・協力や海外広報を通して、國際社会に貢献すること<br>2 國際機関等の国際的協力を推進し、連携を強化すること   |  |
| 2 國際化に対応した施設を推進すること(再掲)<br>1 感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標II施策目標1-1を参照)  |  |
| 3 高齢者の健康づくりがいきいきと歩むことから、生きがいづくり及び社会参加を推進すること<br>1 高齢者の介護・介助・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること   |  |
| 4 介護保険制度の適正な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること   |  |
| <b>XI 国民の生活の向上に關する科学技術の発展を確保すること</b>  |  |
| 1 國立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること<br>1 國立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること  |  |
| 2 研究を支援する体制を整備すること<br>1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること  |  |
| 3 厚生労働分野の研究開拓を推進すること(再掲)<br>1 感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標I施策目標5-1を参照)  |  |
| 4 行政分野への情報化技術の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上を図ること  |  |
| 5 医療・健康・介護・福祉分野の情報化技術の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上を図ること  |  |
| 6 その他の政策分野における情報化技術の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上を図ること  |  |
| <b>XII 国民の生活の向上に關するIT化を推進すること</b>   |  |
| 1 電子行政推進に関する基本方針を推進すること<br>1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること   |  |
| 2 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること  |  |
| 3 医療・健康・介護・福祉分野の情報化技術の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上を図ること  |  |
| 4 生活習慣病の改善により健康寿命の延長を図ること(再掲)<br>1 医療情報化インフラの普及のための取組みを推進すること(基本目標I施策目標9-1を参照)  |  |
| 5 求人・求職情報への円滑なアクセスを図るために情報化の取組みを推進すること(基本目標IV施策目標1-2を参照)  |  |
| 6 食品等の飲食店における衛生上の危険の発生を防止するための研究開発を推進すること(基本目標II施策目標1-1を参照)   |  |
| <b>XIII 国民の生活の向上に關するIT化を推進すること</b>  |  |
| 1 情報発信、情報公開と効率的な業務運営を図ること<br>1 国民に伝わるように分かりやすく情報を発信することとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと<br>2 コラボ意識、タクシード削減を徹底するための取組を進めること   |  |
| 2 職員の育成と職場環境の改善を図ること<br>1 次代の厚生労働行政を担う職員に照らして適切な人事評価と前例にどらわれない適材適所の人事を推進すること<br>2 省に不足する能力の向上を図り、意欲・能力を兼ね備えた職員の育成を進めること<br>3 職員一人一人がやりがいを持って業務を行えるよう、職場環境の改善等を進めること<br>4 政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること   |  |

**27年度概算要求における政策評価体系図**  
【基本(実施)計画(26年5月策定)】

| 政策評価体系図     |  | 政策評価調書番号 |
|-------------|--|----------|
| <b>基本目標</b> |  |          |
|             |  |          |